

林業労働力の確保の促進に関する 法律の実施状況について

平成21年11月26日
林野庁・厚生労働省

林業労働力の確保の促進に関する法律の概要

- 林業労働力の確保を促進するため、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を講じ、もって林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定に寄与することを目的とし、平成8年に「林業労働力の確保の促進に関する法律」（林野庁・厚生労働省共管）を制定。

事業主が一体的に実施

雇用管理の改善

「雇用管理」とは、事業主が行う労働者の募集に始まり、採用から配置、昇進、教育訓練、能力開発、労働時間等労働条件、福利厚生など在职中から退職に至るまでの労働者の雇用に関する管理を総称するもの。

「雇用管理の改善」とは、労働環境の改善、募集方法の改善等以上のような雇用管理について、改善、向上を図ることをいう。

- 採用管理
- 適正配置管理
- 教育訓練・能力開発管理
- 労働条件管理
- 人間関係管理
- 福利厚生管理
- 労使関係管理
- 退職管理

事業の合理化

「事業の合理化」とは、事業主の行う森林施業について、その労働生産性を増進させることをいう。具体的には、森林施業の機械化、機械化に対応した能力を有する林業従事者の養成・確保、事業量の確保等のこと。

- 機械の導入（取得、リース等）
- 機械化作業体系の導入
- 作業設備の改善
- 機械化等に対応した研修の実施
- 相談、啓発活動
- 事業情報の整備
- 施業規模の拡大

就業の円滑化

「就業の円滑化」とは、新たに林業へ就業しようとする者に対し、就業の障害となっている事由を除去又は軽減し、その就業を支援すること。

- 現場作業に必要な技能の習得の支援
- 林業に関する知識の習得の支援
- 雇用情報の提供
- 生活等に関する情報の提供
- 現場作業に適合するための指導・助言
- 地域社会に定着するための指導・助言

措置を講じ

林業労働力の確保

寄与

林業の健全な発展

林業労働者の雇用の安定